

選挙区及び各選挙区の定数の見直しについて（案）

1 総定数 105人（令和4年2月10日 議員定数等検討委員会決定）

2 選挙区

- (1) 三浦市選挙区は、特例選挙区として存置する。
- (2) 足柄下選挙区は、現在の南足柄市・足柄上選挙区の合区を見直した上、隣接する南足柄市と合区し、足柄上郡5町を単独選挙区として設置する。
- (3) 愛川町・清川村選挙区は、厚木市選挙区と合区する。

3 各選挙区において選挙すべき議員の数

各選挙区の定数は、公職選挙法第15条第8項の原則どおり、人口に比例して配分する。

4 見直し後の選挙区及び各選挙区の定数

1から3による見直しの結果、選挙区及び各選挙区の定数を次のとおり変更する。

(1) 見直しの対象となる選挙区について

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="padding: 5px;">現 行 定 数</th></tr> <tr><td style="padding: 5px;">三浦市選挙区 1</td></tr> </table>	現 行 定 数	三浦市選挙区 1	→	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="padding: 5px;">見直し後の定数</th></tr> <tr><td style="padding: 5px;">三浦市選挙区 1</td></tr> </table>	見直し後の定数	三浦市選挙区 1
現 行 定 数						
三浦市選挙区 1						
見直し後の定数						
三浦市選挙区 1						

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="padding: 5px;">現 行 定 数</th></tr> <tr><td style="padding: 5px;">足柄下選挙区 1</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">南足柄市・足柄上選挙区 1</td></tr> </table>	現 行 定 数	足柄下選挙区 1	南足柄市・足柄上選挙区 1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="padding: 5px;">選挙区の区域</th></tr> <tr><td style="padding: 5px;">箱根町、真鶴町 及び湯河原町</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">南足柄市</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">中井町、大井町、 松田町、山北町及び開成町</td></tr> </table>	選挙区の区域	箱根町、真鶴町 及び湯河原町	南足柄市	中井町、大井町、 松田町、山北町及び開成町	→	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="padding: 5px;">見直し後の定数</th></tr> <tr><td style="padding: 5px;">(仮)南足柄市・ 足柄下選挙区 1</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">(仮)足柄上選挙区 1</td></tr> </table>	見直し後の定数	(仮)南足柄市・ 足柄下選挙区 1	(仮)足柄上選挙区 1
現 行 定 数													
足柄下選挙区 1													
南足柄市・足柄上選挙区 1													
選挙区の区域													
箱根町、真鶴町 及び湯河原町													
南足柄市													
中井町、大井町、 松田町、山北町及び開成町													
見直し後の定数													
(仮)南足柄市・ 足柄下選挙区 1													
(仮)足柄上選挙区 1													

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="padding: 5px;">現 行 定 数</th><th style="padding: 5px;">合 計</th></tr> <tr><td style="padding: 5px;">愛川町・清川村選挙区 1</td><td rowspan="2" style="padding: 5px;">4</td></tr> <tr><td style="padding: 5px;">厚木市選挙区 3</td></tr> </table>	現 行 定 数	合 計	愛川町・清川村選挙区 1	4	厚木市選挙区 3	→	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><th style="padding: 5px;">見直し後の定数</th><th style="padding: 5px;">増 減</th></tr> <tr><td style="padding: 5px;">(仮)厚木市・愛甲選挙区 3</td><td style="padding: 5px;">△1</td></tr> </table>	見直し後の定数	増 減	(仮)厚木市・愛甲選挙区 3	△1
現 行 定 数	合 計										
愛川町・清川村選挙区 1	4										
厚木市選挙区 3											
見直し後の定数	増 減										
(仮)厚木市・愛甲選挙区 3	△1										

(2) その他選挙区の定数の増減について

選 挙 区	増 減
横浜市青葉区選挙区	定数3→4 (+1)
横須賀市選挙区	定数5→4 (△1)
海老名市選挙区	定数1→2 (+1)

参考 議員一人当たりの人口が最も多い選挙区と少ない選挙区との人口較差

議員一人当たりの人口		人口較差 (A/B)
最も多い選挙区(A)	座間市選挙区 132,325人	3.14 ⁵⁴ 倍
最も少ない選挙区(B)	三浦市選挙区 42,069人	